

航空気象観測通報業務委託	
(1) 履行期間	令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)
(2) 対象空港	6空港(大島空港、新潟空港、富山空港、能登空港、松本空港、静岡空港)
(3) 目的	気象庁の航空気象観測所における観測通報等業務を行い、航空機の安全かつ効率的な運航を確保すること。
(4) 主な業務内容	①観測通報 気象現象の変化及び気象データを常時監視し、定められた時刻や基準を超えて気象現象の変化を認めた場合等に、航空気象観測指針に基づき、視程、大気現象、雲量、雲形、雲底の高さを目視で観測し、その成果を観測システムに入力する。これらの入力データに加え観測システムで総合的に処理し自動で得られるデータ(風向・風速、滑走路視距離(RVR)、気温等のデータ)をその成果として通報する。 ②庁舎、観測機器等の維持・管理等 各観測機器の安定した運用を行うため、庁舎、付属施設、観測システム等の維持・管理を行う。 ③関係機関からの問い合わせ等への対応 関係機関(航空局、空港管理事務所、航空会社等)から気象状況に関する照会を受けた場合には、観測通報もしくは口頭等により速やかに対応する。
(5) 業務実施体制の確保	①業務を確実に実施するため、(8)に示す勤務時間等を基本として必要な体制を確保すること。航空機の運航状況等により、勤務時間外に業務を実施する必要がある場合があるため、気象庁からの連絡に応じて業務を速やかに実施できる体制を確保すること。 ②健康状態が良好であって、(6)に示す要件を満たしている観測員を確保すること。 ③空港毎に勤務表、研修・訓練計画等の立案・実施指導、その他業務全体の管理等を実施し、監督職員等との必要な連絡調整を行う総括観測員を観測員の中から定めること。 ④対象空港を一元的に管理・監督し、品質マネジメントシステムを統括することを専ら行う統括責任者を定めること。
(6) 観測員の要件	①高等学校卒業以上またはそれと同等の学力を有すること。 ②観測機器等の維持・管理のため、梯子を登り高さ10メートル程度の高所での作業が可能であること。 ③ワード・エクセルによる報告書や記録の作成及びデジタルカメラの操作・写真撮影ができること。また、それらのデータをパソコンからメールで送信できること。 ④電子機器の取り扱いに関する基礎的な知識を有し、複写機及びFAX等の操作ができること。 ⑤航空気象観測業務に関する力量を有すること。力量の詳細は別紙に示す。 ⑥観測機器等の維持・管理及び障害時の対応等に必要な、当該飛行場の場内での車両運転に必要な資格を所有していること。 ⑦飛行場の場内に立ち入る際に管制機関と連絡をとるため、第3級陸上特殊無線技士と同等以上の無線従事者の資格を所有していること。 ⑧総括観測員は、空港等における航空気象観測業務を1年以上経験していること。
(7) 勤務場所	①大島航空気象観測所 住所：東京都大島町元町字北の山270番1 ②新潟航空気象観測所 住所：新潟県新潟市東区松浜町2350-4 ③富山航空気象観測所 住所：富山県富山市秋ヶ島35 富山空港内 ④能登航空気象観測所 住所：石川県輪島市三井町洲衛10部11番2 ⑤松本航空気象観測所 住所：長野県松本市大字空港東8928番地 ⑥静岡航空気象観測所 住所：静岡県牧之原市坂口1250番地72
(8) 勤務時間	①大島航空気象観測所 07：25～17：30 就業時間数 約2,158時間 (3月～9月) 07：25～16：30 就業時間数 約1,372時間 (10月～2月) ②新潟航空気象観測所 07：00～21：30 就業時間数 約3,103時間 (4月～10月) 06：45～21：30 就業時間数 約2,227時間 (11月～3月) ③富山航空気象観測所 05：55～21：30 就業時間数 約5,688時間 ④能登航空気象観測所 07：25～19：30 就業時間数 約4,410時間 ⑤松本航空気象観測所 07：55～19：00 就業時間数 約4,045時間 ⑥静岡航空気象観測所 06：55～22：00 就業時間数 約5,505時間

※記載内容は予定であるため、入札公告時には変更となる場合があります。

航空気象観測通報実施に際し観測員に必要とされる力量の一覧

分類	項 目		具体的に求められる力量
実況把握	気象状況の分析と説明		各種観測データ、天気図等の資料を用いて、現在の気象状況を把握できること
	地域特性の理解		当該空港で着目しておくべき気象現象（特に航空機の運航に関わるもの）について理解していること
観測・通報	観測の実施		
		風向・風速	決められた観測方法を理解し、各観測要素を適切な手段・方法・手順に沿って観測し、記録すること
		視程、滑走路視距離	
		雲量、雲形、雲底高度	
		気温、湿度、露点温度	
		気圧（高度計規正值）	
		航空機の運航に影響をもたらすその他の重要な現象	
	通報の実施		
		観測結果の通報	通報式に関する規定のコード、フォーマットを理解し、正しい観測結果を速やかに通報すること
		通報結果の誤りの訂正	通報後でも観測結果が正しく伝わったかどうかをチェックし、必要があれば適切に訂正を行うこと
品質管理	自動観測値のチェック		目視、周辺の観測値等から、注意力をもって自動観測値の妥当性を常にチェックし、必要があれば修正を行うこと
	品質管理手順の適用		定められている品質管理手順を理解していること
	システムの動作状況の監視		各種システムの動作状態を常に確認するとともに、障害発生時にとるべき対応を理解していること
保守	システムの保守点検の実施		各種観測システムの定期的な保守点検作業を理解し、実施できること

航空気象観測通報実施に際し観測員に必要とされる力量のチェック項目例

- A：すべてできる・すべて理解している（指導できるレベル）
 B：できる・理解している（指導できるレベルではないが一人でできる）
 C：概ねできる・概ね理解している（一部指導が必要となる事がある）
 D：あまりできない・あまり理解できていない（指導を受けながらであればできる）

必要な力量のレベルは業務を行うために必要な最低限のレベルで、BまたはC以上を必要とします。

力量		航空気象観測通報	観測システム保守点検
気象の実況把握	観測データや資料を用いて、現在の気象状況を把握できる。	B	—
	当該空港の気象特性について理解している。	B	—
規則、規程類の理解、航空事故、NOTAM関係	航空気象観測業務の関連法規類（AIPを含む）を理解している。	C	C
	航空気象観測指針を理解している。	B	B
	航空局との協定、航空会社等関係機関への情報提供要領を理解している。	C	C
	上記のほか、当該空港における業務実施に係る規則・規程を理解している	B	B
	航空事故の対応について理解し、対応できる。	B	B
	NOTAMの発行を必要とする要件を理解している。	B	B
	職場で実施しているQMSの概要を理解している	C	C
観測通報関係	観測データの部外分岐先及び分岐先機関までの流れを理解している。	B	B
	観測報の種類を理解している。	B	C
	SPECI（Q報を含む）基準を理解している。	B	C
	航空気象観測指針に沿って観測を実施できる。	B	—
	各種観測報の電文入力・発信ができる。	B	C
	航空気象通報式、航空気象報通報要領を理解している。	B	—
	操縦士報告の受領及び通報ができる。	B	C
	観測システムの障害により通報が出来ない場合の対応を理解している。	B	B
	観測システム障害時の代替手段による観測を行い電文送達ができる。	B	B
	代替観測測器の保管場所を把握している。	—	B
	代替観測測器を使用し観測を実施できる。	B	B
	空港に設置している観測測器の代表地点を理解している。	B	B
	観測システムのシャットダウン、立ち上げができる。	—	B
	障害発生時にマニュアルに沿って対応できる。	B	B
観測システム関係	気象測器関係の法規、規則類について理解している。	—	B
	観測システムの運用要領、マニュアルについて理解し対応できる。	—	B
	観測測器の空港内の設置状況を理解している。	—	B
	観測測器の種類、原理、性能、構造を理解している。	—	B
	予備品、測定器、工具類の保管場所を把握している。	—	B
	障害対応マニュアルを理解し対応できる。	C	B
	予備基板、感部、各ユニット、構成機器等の交換作業ができる。	—	B
	風の代表地点等の各種初期設定方法を理解している。	—	B
	障害履歴等から障害箇所の切り分けができる。	—	B
	航空保安施設等の障害による運用カテゴリーの変更および特別観測実施基準の変更ができる。	—	B
	観測測器の定期点検についての種類、内容を理解し、実施できる。	—	B